準用する。			
準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二百十五条の規定により同項に記録された事項」とあるのは「事項若しくはファイルに記録された事項若しくは同項に記録された事項」と、同法第二百三十一条第二項中「若しくは最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」と、同法第二百三十二条の三第二項中「若しくは送付し、又は電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。	第五十七条第一項	電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）	裁判書
		最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子裁判書	手数料還付事件の申立書又は調書に、主文を記載することをもって、裁判書
	第五十七条第二項	電子裁判書	裁判書
		記録しなければ	記載しなければ
	第五十八条第二項及び第六十一条第二項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書	裁判書
	第六十三条第二項	あるのは、「非訟事件の手続の期日	あるのは「手数料還付事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」
	第七十四条第一項第六号	記録すべき	記載すべき

（再使用証明）

第七十二条　前条第一項の申立てにおいて、第七十条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があったときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2　前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3　前条第三項から第十四項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第九十三条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第五十二条」に改める。

第四十七条第一項中「の手数料については、その性質に反しない限り」を「をするには」に、「第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「〈事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。〉」とある部分を除く。）を準用する」を「別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない」に改め、同条第三項中「から第十条まで並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項」を「並びに別表第一の四五の項及び別表第二の一の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第二十条第二項においてその例によることとされる民事訴訟法第百二十一条の決定に対する同法の規定による抗告の提起をするには、千円の手数料を納めなければならない。

第四十七条に次の三項を加える。

5　損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

6　第三十八条第一項の規定による異議の申立てをするには、民事訴訟費用等に関する法律別表第一の四五の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

7　損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

第四十八条を次のように改める。

（手数料の納付方法）

第四十八条　手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に次の三条を加える。

（過納手数料の還付等）

第四十九条　手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2　前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

3　第一項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

4　第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

5　手数料還付事件（第一項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。）に関する手続における期日の呼出しについては、第三十条の規定を準用する。

6　手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。

7　手数料還付事件に関する手続における送達及び手続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第